

職員措置請求（住民監査請求）に係る監査結果

第1 請求の内容

1 請求書の受付

令和6年10月31日

2 請求書の受理

令和6年11月7日

3 請求人

（省 略）

4 請求の要旨

本件措置請求書に記載された請求の要旨は次のとおりである。

1 請求の要旨

第1 請求の対象となる職員

南あわじ市教育委員会

第2 監査請求の対象となる行為

南あわじ市教育委員会が令和6年8月20日付けで、団体A（以下「本件団体」という。）に対して、不当な会計処理及び減免措置を行った事実がある。また、南あわじ市公民館条例施行規則（以下「規則」という。）第5条に基づき、公民館使用許可書を交付し、公民館使用料の徴収を怠った事実がある。尚、公民館使用許可書については、当該申請者に交付するため写しは存在しない。

第3 本件が財務会計上違法又は不当となる行為

1 公民館使用許可申請書（令和6年8月20日）は以下の内容で提出されている。

申請者：団体A

住所：黒塗（兵庫県B市と推測）

氏名：C

使用施設名：多目的ホール（一般）

使用日時：9月13日（金）19:00-21:30

9月14日（土）10:00-13:00

使用責任者：C

使用予定人員：15人

使用料：4,950円

減免額：4,950円

しかし、南あわじ市松帆活性化センター条例（以下「センター条例」

という。)に基づく多目的ホール使用料は以下の通りである。

昼間（午前 9 時から午後 5 時まで）：2,600 円/時間

夜間（午後 5 時から午後 10 時まで）：3,100 円/時間

使用日時に基づく使用料は以下の通りである。

9 月 13 日（金）19:00-21:30（実際には 2 時間半だが、3 時間使用として計算）

$3,100 \text{ 円} \times 3 \text{ 時間} = 9,300 \text{ 円}$

9 月 14 日（土）10:00-13:00（3 時間）

$2,600 \text{ 円} \times 3 \text{ 時間} = 7,800 \text{ 円}$

合計使用料は 17,100 円である。また、南あわじ市公民館使用料減免分類表（H27.4.1 より施行）（以下「分類表」という。）に基づき、申請者の住所又は申請団体の所在地が市外の場合、有料となり、市外の団体として通常料金の 1.5 倍の料金が適用される。 $17,100 \text{ 円} \times 1.5 = 25,650 \text{ 円}$ 。

- 2 規則第 5 条第 2 項 公民館の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、公民館の使用に際し許可書を携帯し、職員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

しかし、実際には土曜の昼間には職員が不在のため、許可書の提示を求められることはない。また平日の夜間には職員がいるものの、2 階の多目的ホールに上がって来ず、許可書の提示を求められることはない。したがって、許可書を携帯する必要はないと考えられる。

- 3 本件団体は、土曜日の 10 時から 13 時までの 3 時間活動しているが、12 時から 13 時の間は駐車場の車の台数から推測すると 3 台から 5 台程度で、多くの人が 2 時間ほどで帰ると考えられる。これは無料で借りられるため、3 時間の活動にしていると思われる。実際、1 時間 2,600 円の使用料を支払う場合、活動時間は 10 時から 12 時の 2 時間にするか、または 10 時から 13 時まで途中で帰らず、3 時間すべての時間を使って活動することが推測される。

(1) 利用実績の確認

9 月 14 日に関しては、公民館使用許可申請書に基づく使用予定人員は 15 人であったが、松帆地区公民館の利用実績確認シートによると利用人数は 10 人であり、5 人の差異がある。12 時 35 分頃に松帆地区公民館の駐車場を撮影したが、車は 3 台しか確認されておらず、12 時から 13 時までの利用人数は 3 人と推測される。よって 7 人ほどが 12 時過ぎに帰ったと推測される。

このことから、12 時から 13 時までの実際の利用人数は使用予定人員 15 人に対して 3 人と推測され、虚偽申請により減免措置を受け

ている可能性がある。この点について厳正な監査をお願いしたい。

現在、公民館利用実績確認シートにて利用時間及び利用人数を確認しているが、これは職員が確認するものではなく、明確さに欠けると考える。

4 減免分類表の適用について

分類表に基づき、申請書の住所又は、申請団体の所在地が市外の場合、有料となり、市外の団体として通常の 1.5 倍の料金が適用される。また、減免理由の第 1 項から第 4 項までは全て空欄となっており、市外の団体には減免が適用されない。

つまり、たとえ文化団体に加入している団体であっても、代表者（申請者）が B 市民である場合、市内在住者ではないため、減免団体として登録することはできない。その結果、市外の団体として分類され、通常料金の 1.5 倍の使用料が適用される。

他の自治体と同様に、南あわじ市においても団体の代表者が市内在住者でなければ、減免団体として登録できない。

現在、公民館使用許可申請書の減免理由は、分類表に基づいて決定されている。例えば、地区文化協会加入団体は分類表の文化団体所属及び公民館登録サークルの文化団体所属の第 3 項に基づき、公民館使用料が減免されている。しかし、この分類表は規則に基づき策定されたものと考えられる。

規則第 6 条第 2 号では地域の公共的団体が「公益のため使用するとき」免除が適用される。第 3 号では市内の社会教育関係団体が「社会教育のため使用するとき」免除が適用される。

現在、地区文化協会に登録があれば分類表に基づき無条件で公民館使用料が免除されているのが実情である。つまり、分類表第 3 項と規則第 6 条第 3 号の整合性が保たれておらず、齟齬があるにもかかわらず地区文化協会加入団体に無条件で免除が適用されている状態である。

5 疑問点

規則第 6 条第 3 号の実際の運用に疑問を感じている。免除適用基準の社会教育は全ての南あわじ市民が自由に受けられる教育であり、また無料ないし僅かな金額で受けられると理解している。しかしながら、本件団体に使用料免除が適用されている事実がある。この点について厳正な監査をお願いする。

(1) 市内の社会教育関係団体の「市内」の要件

分類表に基づき、申請者の住所又は、申請団体の所在地が市外の場合、有料となり、市外の団体として通常料金の 1.5 倍の料金が適

用される。「市内の要件」は団体の代表者（申請者）が市内在住者であることである。

本件団体の申請者（代表者）はB市民のC支部長であるため、免除適用外になり、さらに通常料金の1.5倍の料金が適用される。

センター条例においても「市外者の使用は、室使用料の50%を加算する。」とされている。

(2) 社会教育のため使用

公民館使用料免除適用基準に基づく社会教育活動は、公金である住民の血税負担によるものであるため、住民には自由に参加する権利がある。そのため使用料免除を受けている団体には、入会および脱会の自由が保証されている必要がある。しかし、請求人の経験に基づくと、本件団体は地元住民が入会を希望した際に断った事実があり、入会の自由が保証されていないため、免除適用外と考える。

さらに、旧西淡地区住民の血税により建設された松帆地区公民館を拠点に活動しているにもかかわらず、このような行為を行っていることは社会通念に反する。南あわじ市には各地区に公民館が設置されており、松帆地区公民館の設置目的にも反する。各地区公民館は、それぞれの地区の活性化の拠点として設置されている。よって、規則第6条第3号に基づき、本件団体は使用料免除の適用外と考える。この点について厳正な監査をお願いしたい。

- 6 地区文化協会加入団体登録において、団体の会費について特に制約は設けていないが、本件団体は月会費2,500円を徴収している。一方、団体Dでは参加費として1回100円を徴収している。どちらの団体も西淡文化協会に加入しているため、公民館使用料は免除される。

しかしながら、本件団体は公民館使用許可申請書の使用予定人員15人に基づき、会員数15人であるため、単純計算で2,500円×12ヶ月×15人で年間45万円の会費が集まっている。この全額が活動費に充てられると考えられる。一方、団体Dでは参加費として昨年度は約3万2,000円を徴収していたと記憶している。

本件団体は指導者が代表者を兼ねており、有料の指導を行っていると推測される。指導者が代表者を兼ねて会費も徴収している団体は、教室や私塾とみなされるため、一般的には社会教育関係団体登録はできないと考えられる。

地区文化協会加入登録において、このような規定はなく、また会計報告書を提出する必要もない。そのため、利益が発生していないか疑問である。また、月会費2,500円が社会教育を受ける上で適切な金額かどうかについても疑問である。

よって、南あわじ市の公民館免除制度には不公平を感じている。この点について厳正な監査を求める。

- 7 市民の血税による公金負担である補助金対象団体や公民館使用料免除団体への参加は、「全ての市民一人一人にとって」自由であるべきである。例えば、本件団体のように地元住民に入会制限を行っている団体が、地域住民の共有財産である公民館を使用し、かつ市民の血税によって公民館の使用料が年間約 92 万円（見込み）、全額補助され、さらに 1 回目の最大 15 万円の補助金が支給されているにも関わらず、入会に制限を設けることは、公平な受益者負担の原則に反している。このような状況は、補助金の公平な分配と利用の原則に反しており、全ての市民が平等に利益を享受できるようにするための改善が必要である。

このため、公民館使用料の免除や補助金の対象となる団体を選定する際の明確な基準の設定は不可欠であり、これは「市民の権利」である公共施設への平等なアクセスを保障するための絶対条件である。「市民全員」が公共の施設や資源を公平に利用できるようにするためには、透明性と公平性を確保するための具体的な方策が必要である。「市民の平等な権利」として、公共施設へのアクセスは保障されるべきであり、そのための明確な規範は、公正な社会を実現する上で欠かせない要素である。

本件団体の行う社会教育活動は入会制限を設けており、特定の条件を満たす者のみが参加できる不特定かつ多数の者を対象としていない公益的ではない社会教育活動を行っている。本件団体に対する地元住民が自由に参加できない不特定かつ多数の者を対象としていない公益的でない社会教育活動について、地域住民から否定的な評価が寄せられている。特に、旧西淡町民の血税により建設された松帆地区公民館を拠点に活動しているにもかかわらず「地域住民ではない B 市民の代表が」地元住民の入会希望を断ったことについて批判がある。これらの事実が監査委員の評価に影響を及ぼすことはないのか。

旧西淡町民の血税により建設された松帆地区公民館を拠点に活動しているにもかかわらず、地元住民の参加が制限されている点について、社会通念上問題はないのか。また、この行為は松帆地区公民館の設置目的に違反する行為であり、教育委員会の使用許可及び減免措置や補助金の審査に影響を及ぼすことはないのか。

公民館は地域住民の集会場と考えると、本件団体が概ね南淡地域住民で構成されていると推測されるにもかかわらず、南淡地域の公民館を有効利用せずに松帆地区公民館を利用していることは不合理ではな

いか。また社会通念上問題はないのか。この点について厳正な監査を求める。

- 8 本件については、公民館使用料免除団体の審査に関して厳正な監査を求める。

公民館の使用料免除及び補助金の対象となる不特定かつ多数の者を対象とした公益的な社会教育活動は、原則として入会制限を設けず、特定の条件を満たす者のみが参加できる社会教育活動ではなく「市民が自由に参加可能なもの」に限定するべきである。

入会制限を設け、特定の条件を満たす者のみが参加できる不特定かつ多数の者を対象としていない公益的ではない社会教育活動は、公民館使用料免除や補助金の対象外とされるべきである。

「市民が自由に参加できる不特定かつ多数の者を対象とした公益的な社会教育活動」は、日本国憲法第 26 条（教育を受ける権利）、教育基本法第 4 条（教育の機会均等）、社会教育法第 3 条、および南あわじ市人権教育基本方針によって保障されている。したがって、地元住民が自由に参加できない不特定かつ多数の者を対象としていない公益的ではない社会教育活動は、これらの法律や方針、および松帆地区公民館の設置目的に明確に違反している。

- 9 公民館の目的は社会教育法第 20 条に明記されており、地域住民のために実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的としている。センター条例第 1 条も、地域ぐるみでの営農活動の推進、高度営農技術及び情報の取得によるの農業生産性向上、規模拡大及び後継者の育成、並びに、地域住民のコミュニティ活動による住民連帯意識の高揚等、地域の活性化を拠点とするため、多目的研修施設として設置されている。

この点について、本件団体に対する使用料の免除が南あわじ市公民館条例（以下「条例」という。）第 9 条第 2 項および規則第 6 条第 3 号に基づき適用されている事実が、条例に違反していないかどうか。また、条例の精神に沿った運用がなされているかどうか。厳正な監査を求める。特に、本件団体のように、住民の血税による公的資金で運営されているにもかかわらず、社会教育活動への参加が保証されていない団体や活動は、免除の適用外とすべきである。これは、住民の税金が不適切に使用されていることを防ぎ、公平性と透明性を確保するために不可欠である。住民の血税が無駄に使われることを断固として許さず、全ての市民に平等な教育機会を提供するための厳格な基準が求められる。市民の信頼を裏切ることなく、公共の利益を最優先に考え

るべきである。

さらに、住民の共有財産である公民館の使用料が免除されることは、受益者負担の原則にも明確に反している。公民館は全ての市民が平等に利用できるべき施設であり、特定の団体や活動に対して不公平な優遇措置を取ることは断じて許されない。このことについて、厳正な監査を求める。

- 10 他の自治体では、特定の条件を満たす者のみが参加でき不特定かつ多数の者を対象としていない公益的ではない社会教育活動ではなく、入会制限を設けず、「市民が自由に参加できる公益的な不特定かつ多数の者を対象とした社会教育活動」への参加の権利を保証する要件を設け、これを満たさない団体は社会教育関係団体や減免団体の登録取り消しの対象としている。このような方針は、市民の社会教育活動への参加機会を広げ、より包括的な社会を形成するために重要である。

したがって、南あわじ市においても、以下のような基準を設けることを提案する。

- (1) 公民館使用料の全額補助や補助金対象団体は、入会制限を設けず「市民全体に開かれた参加」を義務付けること。入会制限を設けている団体は補助の対象から外すこと。
- (2) 公民館使用料の免除や補助金の対象となる団体を選定する際の透明で公平な基準を確立すること。
- (3) 「市民が公共施設へのアクセスを平等に享受できるよう」具体的な規範と方策を設けること。

これらの提案は、市民の公共施設への平等なアクセスを保障し、公正な社会の実現に向けた重要な一歩となる。南あわじ市における公民館使用料免除制度および補助金対象団体の選定基準の見直しと改善に向けて、これらの基準が考慮されることを強く要望する。具体的には、南あわじ市文化協会加入団体の定義や地区文化協会の規約に規定することを強く要望する。

市民の社会教育活動への自由参加を促進するための明確で適切な基準の設定は、市民の権利を保護し、より活発な市民参加を実現するために不可欠である。請求人は南あわじ市がこの提案を真摯に受け止め、実行に移すことを期待する。

- 11 条例第9条第2項は「教育委員会は公益上必要があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる」とされている。

補助金の対象団体に関する「文化・スポーツ担い手強化応援補助金 Q & A」に基づき、補助金対象団体の要件として「誰でも受け入れてくれる団体」であることが求められる。したがって本件団体がこの要

件を満たす場合、教育委員会は公益上必要と認め、免除を適用することができる。しかし、本件団体は入会の自由が保証されておらず、誰でも受け入れてくれる社会教育関係団体ではないため、免除の適用外と考えられる。ここで公民館使用料免除の対象団体においても、この要件が適用されると考える。

以上の理由から、違法又は不当な会計処理及び減免措置が行われているにもかかわらず、規則第5条に基づき許可書が交付されている。これは規則第5条に違反しており、公民館使用料の徴収を怠っていると考えられる。厳正かつ包括的監査を強く求める。

第4 監査委員に求める措置

公民館の使用料 25,650 円免除されており、公金の賦課及び徴収が適正に行われていないため、適切な受益者負担がなされていない。違法または不当な「財務会計上の行為又は怠る事実」が確認された場合、使用料の徴収を求める。

第2 監査の執行

1 監査の期間

令和6年11月7日から同年12月27日まで

2 監査の対象部署

教育委員会社会教育課生涯学習推進室

3 請求人の陳述及び証拠提出

請求人より陳述の希望はなく、令和6年12月5日に証拠書類の提出があった。

4 関係人の陳述及び証拠提出

- (1) 令和6年11月26日付けで弁明書及び証拠書類の提出、同年12月10日に証拠書類の提出があった。
- (2) 令和6年12月12日に教育委員会教育次長、社会教育課生涯学習推進室長及び同室係長から弁明書に係る補足説明の聴取を実施した。

第3 監査の結果

1 主文

本件監査請求のうち、要旨1、4、5、7、8、9、11を棄却とし、要旨2、3、6、10を却下とする。

2 理由

(1) 関係法令

公民館使用料の徴収及び減免措置に係る主な根拠法令は、次のとおりである。

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）（抄）

第 14 条 （略）

2 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

イ 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）（抄）

（社会教育の定義）

第 2 条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

（社会教育関係団体の定義）

第 10 条 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

（目的）

第 20 条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（公民館の事業）

第 22 条 公民館は、第 20 条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

- (1) 定期講座を開設すること。
- (2) 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- (3) 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- (4) 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- (5) 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- (6) その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

（公民館の設置）

第 24 条 市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。

ウ 南あわじ市公民館条例（平成 17 年条例第 82 号）（抄）

（使用料）

第 9 条 （略）

2 前項の使用料は、教育委員会が公益上必要があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

エ 南あわじ市公民館条例施行規則（平成 17 年教育委員会規則第 22 号）（抄）

(使用料の減免)

第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、条例第9条第2項の規定により、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 市及び市内の公共団体が使用するとき 免除
- (2) 地域の公共的団体が、公益のため使用するとき 免除
- (3) 市内の社会教育関係団体が、社会教育のため使用するとき 免除
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要であると認めるとき 別に定める額を減額

オ 南あわじ市松帆活性化センター条例（平成17年条例第145号）（抄）

(使用料)

第7条 センターの使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第8条 教育委員会は、必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

別表（第7条関係）

表 （略）

備考

- 1 冷暖房を使用する場合は、昼間使用料の50%を加算する。
- 2 多目的ホールをスポーツ使用する場合は、1時間当たり昼間610円、夜間1,030円とする。
- 3 市外者の使用は、室使用料の50%を加算する。

カ 南あわじ市松帆活性化センター条例施行規則（平成17年教育委員会規則第33号）（抄）

(使用料の減免)

第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、条例第8条の規定により、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 市及び市内の公共団体が使用するとき 免除
- (2) 地域の公共的団体が、公益のため使用するとき 免除
- (3) 市内の社会教育関係団体が、社会教育のため使用するとき 免除
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要であると認めるとき 別に定める額を減免

(2) 認定事実

本件請求に関し、次に掲げる事実を認定した。

ア 団体A（以下「本件団体」という。）は、松帆地区公民館を使用するため、併設する松帆活性化センター条例施行規則（平成17年教育委員会規則第33号。以下「規則」という。）第4条第1項に基づき、令和6年8月20日付けで同年9月13日及び9月14日分の公民館使用許可申請書（以下「申請書」という。）

を松帆地区公民館へ提出した。

イ 担当課は、規則第 5 条に基づき、使用に支障がないとして当該期間の使用を許可した。

ウ 担当課は、松帆活性化センター条例（平成 17 年条例第 145 号。以下「センター条例」という。）第 7 条に基づき、使用料の請求をするため請求額を算出したが、申請書の内容において、申請者の住所が市外住所地と、使用施設名が多目的ホール（一般）とそれぞれ記入していたにも関わらず、市内者料金及び多目的ホール（スポーツ）料金と誤認して算出し、両日で 4,950 円とした。

エ 担当課は、本件団体の活動内容等を勘案して、センター条例第 8 条に基づき公益上必要があると認め、申請書に記載の使用目的から、規則第 6 条第 3 号に該当するとして、当該期間の使用料を免除した。

オ 免除前の使用料について、申請書の記載事項を確認したところ、市外者料金及び多目的ホール（スポーツ）料金で算出することが正しく、センター条例第 7 条並びに別表備考第 2 号及び第 3 号に基づき、再度算出した結果 7,380 円であることが発覚した。

(3) 監査委員の判断

はじめに、請求人の要旨が多岐にわたることから、請求人より主たる請求内容を確認した。

本件主たる請求内容は、教育委員会が本件団体に対し、公民館使用料の徴収に関し、違法又は不当な公金の賦課及び減免措置を行ったことによる徴収の怠る事実であることを確認した。

また、本件対象施設である松帆地区公民館については、松帆活性化センターと併設されていることから、センター条例及び規則に基づき設置管理がなされているが、本件請求内容については、公民館使用料の徴収及び減免措置に関わる内容であることから、公民館に係る関係法令に準拠し監査を実施した。

違法又は不当な公金の賦課及び徴収の怠る事実があるとする請求人の主たる請求内容は、大きく 3 つある。

第一に、請求人は、申請書に記載のあった使用料の算出において、申請者が市外者であることから、南あわじ市公民館使用料減免分類表（H27. 4. 1 より施行）（以下「分類表」という。）に基づき、使用料の算出誤りがあると主張しているので、これについて検討する。

担当課においては、(2)認定事実ウに記載のとおり使用料の算出誤りがあり、(2)認定事実オに記載のとおりセンター条例に基づき再度算出し訂正しているので、使用料の算出誤りについては争いはない。

他方、請求人が根拠とする分類表は、公民館の使用料や空調代等に係る参考資料であって、内規として運用されているものである。

担当課も請求人も同様の算出ではあるものの根拠は異なっている。公民館の使用料等の施設管理に関する事項は、社会教育法第 24 条において条例で定めるよ

う規定されており、南あわじ市においてもセンター条例に基づき使用料を規定している。

また、地方自治法第14条第2項において住民に義務を課し、権利を制限することは条例で規定することとされており、公民館の使用料は、使用した住民に対し使用料支払いの義務を課すことであるから、センター条例に規定されている。

したがって、本件請求に係る使用料の算出及び訂正に係る算出についても、センター条例に基づき算出されることが適当である。

第二に、請求人は分類表に基づき申請者の住所が市外である場合は、有料かつ通常料金の1.5倍になり、減免対象にはならないと主張しているのので、これについて検討する。

この主張に対し、担当課においては、本件団体に対し、センター条例及び規則の法令根拠に基づき減免措置を行った。

公民館を使用する団体が減免の対象になるかの判断については、センター条例第8条の規定により担当課により対象団体の活動等に公益性があるかどうかを審査し、これを認めた場合、規則第6条各号のいずれかに該当する目的で使用する場合に限り、使用料を減額し、又は免除することができるとしている。

本件団体については、(2)認定事実エに記載のとおりであり、担当課は当該本件団体の活動内容等から公益上必要と認め、さらに、市内の社会教育関係団体として、使用目的が社会教育のためであると判断し、免除としたのである。

第一に係る検討でも述べたとおり、分類表はあくまで参考資料として運用されている内規であることから、請求人が主張する減免対象の判断の根拠とはならず、請求人の主張は採用できない。

第三に、請求人は南あわじ市公民館条例施行規則第6条第3号（松帆活性化センター条例施行規則では第6条第3号。以下、当該条例施行規則として読み替える。）には免除が適用される条件が設けられているが、南あわじ市文化協会の地区文化協会に登録があれば分類表No.70 文化団体所属及び公民館登録サークルに該当し、無条件で免除されている実情があると主張しているのので、これについて検討する。

第二に係る検討においても、使用料免除の根拠について述べたところであるが、第三の主張に関しては、規則第6条第3号に規定される「市内の社会教育関係団体が社会教育のため使用するとき」という条件について、整理する必要がある。

社会教育及び社会教育関係団体に関しては、教育基本法、社会教育法その他法令において規定がなされているが、本件では社会教育法（以下「法」という。）に基づき整理する。

法第2条において、社会教育の定義がなされているが、主として学校の教育活動を除く青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動とされている。

次に法第10条において、社会教育関係団体の定義がなされているが、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とする団体と

されている。

最後に、法第 20 条及び第 22 条において、公民館の目的及び事業を規定しており、住民の教養の向上、健康増進、生活文化の振興等を目的として、当該目的達成のため定期講座、講演会、展示会等の開催、住民の集会その他の公共的利用のため使用される施設である。

これら法の規定に基づき、一般的に「社会教育関係団体が公民館で行う社会教育」とは、おおよそ次のとおりであると解釈される。

学習・文化・スポーツなどの事業を行うことを目的とし、その活動を地域文化・スポーツの向上や生活文化の振興、社会福祉の増進につなげるため、自主的な運営をする団体が、公民館において、技術の習得や教養を高め、生活を充実させ、地域をよくするために行われる学習・文化・スポーツ等を実施することである。

公民館使用料の免除については、上記の条件を満たした場合に、規則第 6 条第 3 号が適用されるのであって、請求人のいう分類表に掲載のある団体が無条件に免除措置が行われているとはいえず、請求人の主張は採用できない。

(4) 主たる請求内容以外の部分の却下理由

請求人のいう主たる請求内容以外の部分（要旨 2、3、6、10）については、次に掲げる理由から監査対象外とする。

要旨 2 許可書の携帯については、公民館の使用に係ることであるから監査対象外とする。

要旨 3 本件団体が松帆地区公民館を使用したとされる 9 月 14 日の駐車場の状況及び公民館利用実績確認シートに基づく利用人数については、請求人の推測に基づいた主張であり、かつ、利用予定人数と実際の利用人数の差異が直ちに虚偽申請とまではいえないと思料されることから、監査対象外とする。

要旨 6 団体の会費については、請求人の所感と見受けられることから、監査対象外とする。

要旨 10 他の自治体の事例に基づく補助金交付団体及び公民館使用料免除団体については、請求人の提案及び要望事項と見受けられることから、監査対象外とする。

(5) 結論

以上から、本件公民館使用料の徴収及び免除については、違法又は不当な公金の賦課・徴収の怠る事実であるとはいえない。

よって、本件請求には理由がないので、地方自治法第 242 条第 5 項の規定に基づき、南あわじ市監査委員の合議により主文のとおり決定する。

(6) その他

担当課においては、公民館使用料の算出根拠が条例の規定事項であることの意義及び公民館使用料の減免措置が行政処分に該当することを再度確認し、引き続き、住民への丁寧な制度説明、ひいては適切な公民館運営に努められたい。